H30. 10

いじめ認知に係る対応フローチャート

新潟県立村上高等学校

①

本人（保護者）からの訴え

学級担任　学級担任以外の職員

「いじめ」「いじり」の兆候に気づく

・日常からの生徒の観察、個別面談の実施

関係する職員

②

いじめ対策委員会

〇特定の教員が問題を抱え込まない。迅速に、必ず委員会へ報告。
〇窓口は教頭。緊急に委員会を開催。

校長

・概略の確認と共有、対応の協議
・いじめの認知を 組織として判断

・校長から指導
・被害生徒から訴えがあった時点で保護者へ連絡

③

関係生徒への聞き取り

※　必ず 複数 の人間で聞き取る

被害生徒への確認

・「いつ・どこで・だれが」等、具体的な状況を聴取する
・周囲に知られないよう配慮
・解決策の相談
・本人の要望等を聞く

加害生徒への確認

・事実の確認（そのままに、記録を取る）
・メモも含め、保存する。
・いじめに至った心情とその経過を明らかにする

※　状況によって他の生徒からも聴取

双方の保護者へ連絡

・いじめの態様等説明
・見守り、支援の依頼

④

いじめを受けた生徒を徹底して守り通す支援・指導体制の構築

・事情聴取後の事実の確認、指導方針決定

職　員　会　議　　問題解決のための指導方針の共有化

重大事態

⑤

いじめ対策委員会

校長　　県へ報告

〇学校による 基本調査
〇県いじめ防止対策委員会による詳細調査

職　員　会　議

⑥

指導（支援、面談、相談）とフォローアップ・見守り体制

加害生徒には反省を促し、被害生徒への謝罪・和解

☆被害生徒に対する心理的、物理的影響を与える行為が止んでいる状態が 最低３か月 続くまで継続

☆被害生徒が苦痛を感じていないこと（随時、面談等で確認）